小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第２０４号

名古屋市北区福徳町６丁目１番地　セジュールときわ106号

再生債務者　熊崎　隆

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成23年12月28日

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再）第６号

愛知県春日井市御幸町３丁目１番地１　ダイナース御幸壱番館603号

再生債務者　冨田　順一

１　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月18日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月25日から平成24年２月１日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００８３号

神奈川県横浜市鶴見区尻手２－８－18－410

再生債務者　佐藤　直美

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月16日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年１月19日まで

平成24年１月５日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第３３号

埼玉県加須市南町７番45号　グランビア南106号室

再生債務者　高田　勢也

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月28日

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第３号

静岡県熱海市渚町24番１号　熱海交通ビル403、再生計画認可決定時の住所岩手県釜石市片岸町第３地割４番地６

再生債務者　川端晃二郎

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成18年９月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年12月26日　盛岡地方裁判所遠野支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第１００２４号

東京都板橋区徳丸４－17－２－401

再生債務者　半田　丈雄

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成23年12月28日

東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年二月二十一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づく簡易合併手続きにより、また乙は会社法第七八四条第一項に基づく略式合併手続きにより、いずれも株主総会の承認決議を経ずに合併を行います。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月十九日

掲載頁　七十三頁（号外第一五七号）

平成二十四年一月十三日

青森県八戸市大字長苗代字前田八三番地一

（甲）株式会社ユニバース

代表取締役　三浦　紘一

青森県八戸市大字長苗代字前田八三番地一

（乙）株式会社第百ホステイト

代表取締役　澤田　雅廣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十四年二月二十八日を予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年二月二十一日

掲載頁　八十頁（号外第三十三号）

平成二十四年一月十三日

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

（甲）株式会社アイケイコーポレーション

代表取締役社長　加藤　義博

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

（乙）株式会社パーク王

代表取締役社長　大谷　真樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年二月二十一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ず、乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十三年十二月十六日に終了しております。また、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は平成二十四年一月一日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、株式会社フィッシングワールドを吸収合併消滅会社とする吸収合併を予定しております。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年五月三十一日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一一四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年五月三十一日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一一四号）

平成二十四年一月十三日

東京都立川市柏町二丁目一二番地の九

（甲）株式会社ワールドスポーツ

代表取締役　津本　定成

東京都町田市原町田五丁目八番一八号

（乙）株式会社キャスティング

代表取締役　藤掛　進

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ず、乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十三年十二月十六日に終了しております。また、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は平成二十四年一月一日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、株式会社フィッシングワールドを吸収合併消滅会社とする吸収合併を予定しております。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年五月三十一日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一一四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年五月三十一日

掲載頁　一〇二頁（号外第一一四号）

平成二十四年一月十三日

東京都立川市柏町二丁目一二番地の九

（甲）株式会社ワールドスポーツ

代表取締役　津本　定成

福岡県福岡市早良区荒江三丁目一五番一号

（乙）株式会社フィッシングワールド

代表取締役　寺田　髙志